

子ぶたの行為は殺人か？正当防衛か？

～裁判員になって、判決を下してみよう～

登場人物

オオカミの母(証人)



検察官



弁護士

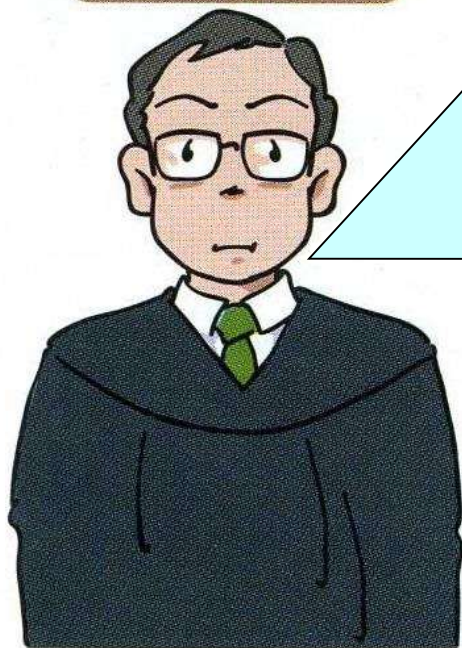


子ぶた(被告人)





裁判長



3男の子ぶたは、レンガの家の煙突から侵入してきたオオカミを熱湯の中に入れて殺してしまいました。

この行為が①殺人か、それとも②正当防衛か、③過剰防衛かをめぐり裁判となりました。

あなたは裁判員となり、検察官や弁護人の主張を聞き、この子ぶたの行為について判決を下してみよう！

刑法について

第199条(殺人罪)

人を殺した者は死刑・無期懲役または5年以上の懲役に処する

第36条

第1項(正当防衛) 急で不正な攻撃から自分または他人の権利を防衛するためにやむを得ずにした行為は罰しない。

第2項(過剰防衛) 急で不正な攻撃から自分や他人の権利を防衛するために下行為でも、防衛の程度を越えた行為(行き過ぎた行為)は罰せられるが、事件の事情により刑を軽くしたり、免除することができる。

子ぶた（被告人の主張）



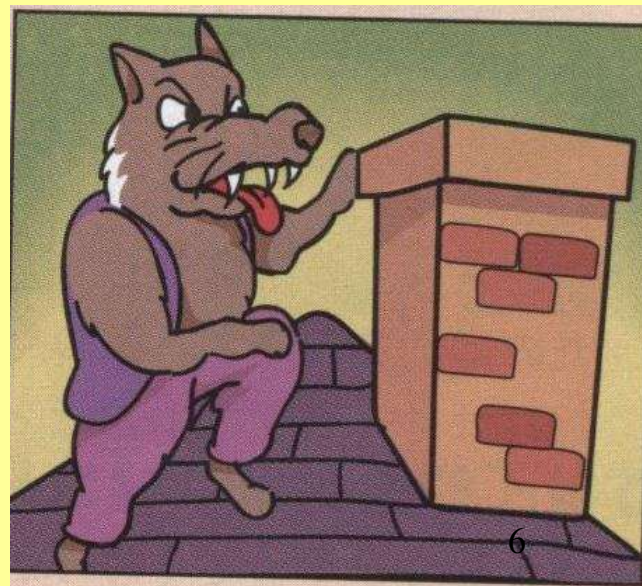
僕はレンガの家に住んでいるという安心感から、オオカミに「ドアは開けてやらないよ。悔しかったら入ってこいよ」と言いました。

オオカミはしばらく騒いでいたのですが、そのうち「煙突から降りていっておまえを食べてやる！殺してやる！」と叫び、本当に屋根に上ってきたんです。その時はもう生きた心地がしませんでした。オオカミが煙突から入ってくるなんて想像もしていませんでしたから。

それで「どうしよう」と思い、暖炉を見ると夕食に湯豆腐を食べようと思って湯を沸かしていたもんですから、とっさに鍋のフタを取ったんです。

オオカミをこの中に落としてやろうとか、そんなことを考えている余裕はありませんでした。

でもフタを取ったとたん、オオカミが鍋の中に落ちてきたんです！
僕は「怒ったオオカミが鍋の外に出てきたら殺される」と思い、
夢中で鍋にフタをして、上から必死で押さえつけました。



検察官の主張



子ぶたの行為は殺人罪である！

被告人は自分の兄2人がオオカミに食べられてしまったと聞き、**オオカミに恨みを持ち**、チャンスがあれば殺してやろうと思っていました。

平成31年3月15日、オオカミにお祭りに行こうと誘われました。被告人はそこで**オオカミを怒らせれば煙突から家の中****に入ってくるに違いない**と考え、暖炉でお湯を沸かす用意をした上で、約束の時間より前にお祭りに行ってしまった。

後で自宅にやってきたオオカミを侮辱し、怒ったオオカミが被告人の家の煙突から中に入ろうとするのを見て、暖炉の鍋のフタを取り、あらかじめ沸かしておいたお湯にオオカミを転落させ、すぐに鍋のフタを閉め、全身やけどを負わせて死亡させたものであります。



弁護人の主張



子ぶたの行為は「無罪」である！

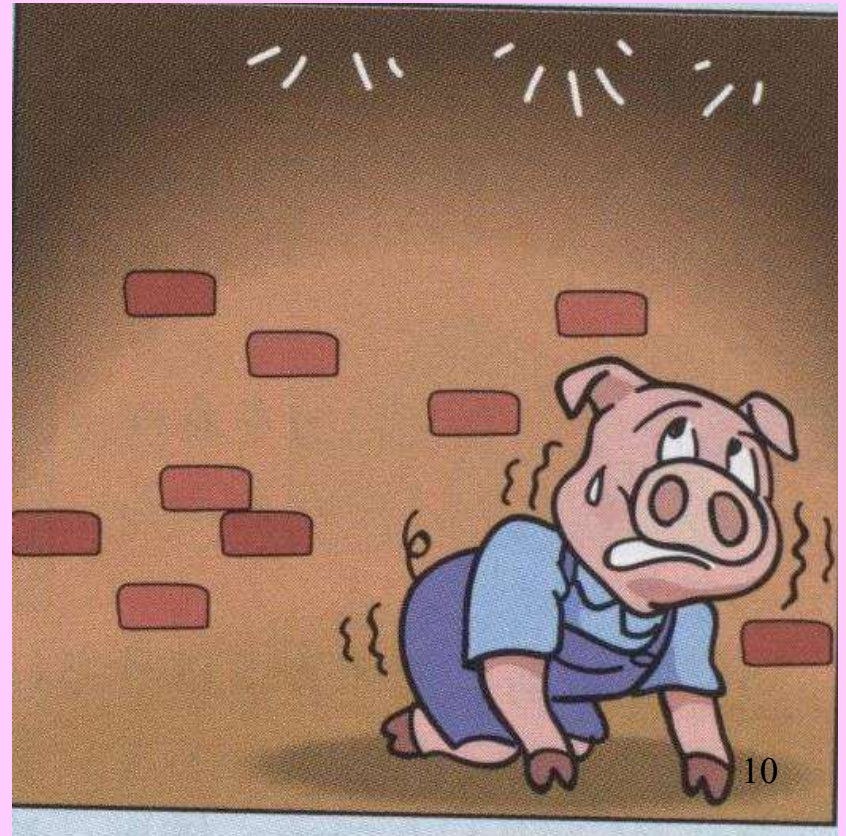
オオカミは子ぶたにとって、どれほど恐ろしいものであったか
ということは、オオカミが被告人の兄弟である2人の子ぶたを
食べてしまったことから明らかです。

そのオオカミが「おまえを食べてやる」と言って無理やり被告
人の家に入ろうとしてきたのです。

オオカミこそ、被告人の住居に侵入しようとして、被告人を殺そうとしたのであります。

恐ろしいオオカミから自分の命を守ろうとしたのですから、もちろん正当防衛で無実です。

もし、被告人がそうしなかったら、食べられていたのは被告人のほうだったのです。



証人の主張



とても優しい息子でした。

この憎らしい子ぶたに殺された日も、友達になった子ぶたと一緒にお祭りに行って、子ぶたに何かを買ってあげると言ってお祭りを終えて家を出て行ったのです。

しかし、子ぶたが家にいなかったため、仕方なく、1人でお祭りに行き、とても悲しそうにして帰ってきました。

「ひょっとしたら子ぶたは病気で寝ていて返事ができなかったかもしれないから、もう一度家に行って様子を見てくる」と言ってお祭りを終えて家を出て行きました。

あんまり帰りが遅いので、心配になり子ぶたの家に行ってみると...

「この子ぶたが鍋の中に私の息子を入れて煮ていたのです！」



あなたは子ぶたの行為について
どう思いましたか？

- 殺人罪だと思う
- 無罪だと思う
- まだわからない

その理由は？

弁護人、検察官と 子ぶたの会話を見てみよう！

弁護人

あなたは、なぜオオカミの誘いを無視して1人でお祭りに行ったのですか？

子ぶた

僕を食べようとしているのがわかったからです。

弁護人

どうして自分を食べようとしているのがわかるのですか？

子ぶた

以前、オオカミはうちにきて「子ぶたちゃん、ここを開けておくれ」と言って、家の中に入ってこようとしたことがありました。

僕が「めっそうもない」と言って断ると、「そうかい、それじゃあ、ふうーふうーのフゥーで家を吹き飛ばしちゃうぞ」と言っていました。

でも僕の家はレンガの家なので吹き飛ばすことはできませんでした。

オオカミのこのやり方は、村中で噂になっている、兄2人を食べたやり方と全く同じです。

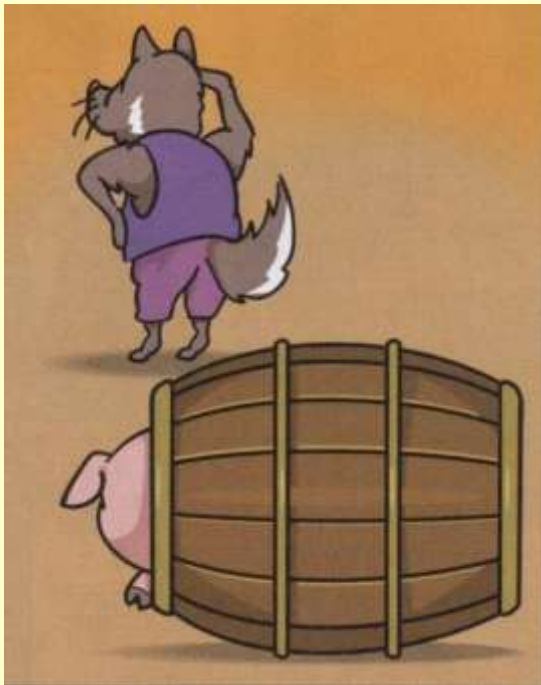
それから、オオカミは僕を家の外に誘い出そうとして、一緒にリンゴを取りに行こうとか、色々誘いをかけてくるようになったのです。

弁護人

なるほど。お祭りのあと、家に帰ってからまたオオカミがやってきたのですね。

子ぶた

そうです。オオカミは「お祭りに行ったら樽が転がってきてビックリした」と僕に言いました。僕もやめておけばいいのに、レンガの家にいる安心感から、つい「樽の中に入って君を驚かせたのはこの僕さ！



このぐらいでビックリするなんて、臆病なオオカミだね」などと言ってしまったのです。

でも、樽に入ったのは驚かせるためじゃなくて、家に帰る途中でオオカミがやってくるのが見えたので、ビックリして樽に隠れたら、樽が転がってしまったんです。 15

弁護人

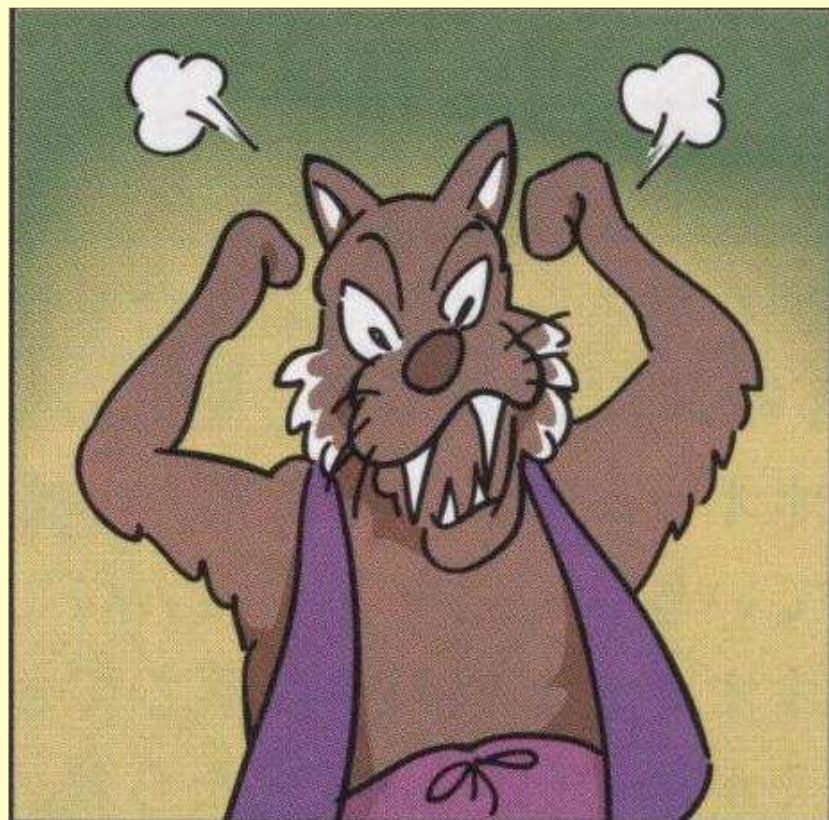
それを聞いたオオカミは怒ったでしょうね

子ぶた

それはもうカンカンになって怒りました。

あの時はもう生きた心地がしませんでしたし、

オオカミが煙突から入ってくるなんて、想像もしていませんでした！



検察官

あなたは、たまたまお湯を沸かしていたと言うんだけど、お湯を沸かしはじめたのは何時頃ですか？

子ぶた

5時より前だったかも...



検察官

どうしてそんな早い時間からお湯を沸かす必要があったのですか？夕食の準備をするにはまだ早いでしょう？

子ぶた

それは、大きな鍋に湯を沸かすのには、それなりに時間がかかりますから...

検察官

そうですか。湯豆腐を食べるのに、どうしてそんなに大きな鍋に湯を沸かす必要があったのですか？

一体どれだけたくさんの豆腐を入れるつもりだったんですか？あなた一人暮らしてでしょう？

子ぶた

ええ。そうですけど。

湯豆腐はたっぷりのお湯で作った方が美味しいですから。



検察官

そうですか？それで豆腐は買ってあったんですか？

子ぶた

お祭りで買ってきました。

検察官

お祭りで？そうするとあなた、豆腐を持ったまま
で樽に入って坂を転がったんですか？よく豆腐が
崩れませんでしたね。

子ぶた

いや、まあ、少しは崩れました。

検察官

「少しは崩れました」くらいですみますかね？
それでその豆腐は食べたんですか？
警察があなたの家に行った時に豆腐はなかった
ようですが。

子ぶた

はい。全部食べてしまいました。

検察官

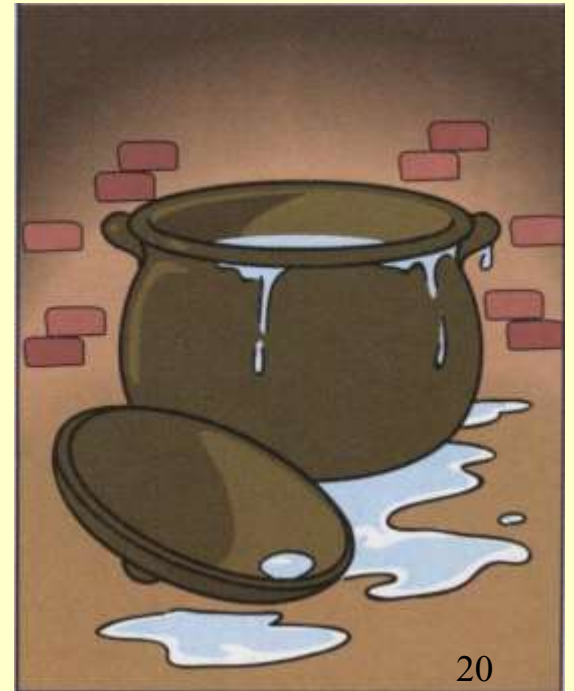
鍋の中にはオオカミが落ちてしまったんでしょう？

中に入っていた豆腐は外に飛び散るんじゃないですか？けれど暖炉の周囲には豆腐は飛び散っていませんでしたよ。

本当は豆腐なんか初めから買っていなかったんじゃないですか？

子ぶた

そんなことはありません！



検察官の論告



まず、被告人がオオカミを煮て死なせてしまったことは認めています。

そして、それが正当防衛だったと主張しています。しかし被告人はいつかオオカミを殺してやろうと思い、そのチャンスを待っていたのではないのでしょうか。

オオカミが被告人の家に侵入したのは確かに良くないことでした。でも、それは被告人のワナにはまったのではないのでしょうか。夕方早い時間から、オオカミが入ってしまう大きな鍋にグラグラとお湯が煮たっていることがあるのでしょうか。

また、湯豆腐を作ろうとしたのなら、もっと小さな鍋でよかったです。被告人はお祭りに行こうというオオカミの誘いを断ったため、オオカミがやってくることを予想してお湯を沸かして待ち受けていたのです。

被告人はオオカミの攻撃を予想していたのです。これでは正当防衛は成り立ちません。過剰防衛さえ成立しません。被告人に殺人罪が成立することは明らかです。

弁護人の最終弁論



正当防衛が認められているのは誰でも自分の身を守る権利があるからです。もし今回の行動が犯罪なら、被告人はどうしたらよかったですか？オオカミが家の中に入ろうとしたら、**逃げ出すべきだったのでしょうか**。きっとすぐに捕まっていたでしょう。それにオオカミは被告人の兄2人を食べてしまったという噂です。

そして被告人に狙いをつけ、**家の外に誘い出そうとしていました**。いつかオオカミは煙突から家の中に入ろうとしたでしょう。被告人は子ぶたでありながら、勇敢にオオカミと戦ったのです。

被告人がお湯を沸かしていたのは全くのとんでもなく幸運の偶然でした。もし、被告人がオオカミの侵入を予想して対策を取っていたとしても、被告人には正当防衛が成立すると主張します。そうでなければ「お前は一生オオカミから逃げ回っている」ということになるのです。

とにかく、オオカミが被告人の家に入ろうとしなければこの事件は起こらなかったのです。これはオオカミの自業自得です。

よって被告人は**正当防衛で無罪です！**

～裁判のポイント～

- 子ぶたの証言は信用できるか
- オオカミが子ぶたの家に侵入したことは、**急な攻撃**、または**不正な攻撃**と言えるか
- 子ぶたがしたことは、**自分を守る行為**、または**やむを得ない行為**と言えるか

グループで話し合い、判決を出してみよう！

あなたの最終判決は？

子ぶたの行為は...

- 無罪（正当防衛）
- 有罪だが過剰防衛が成立
- 有罪で過剰防衛も成立しない

理由